資料１

第１５回 青梅市公共交通協議会

協議会規約改正について

１．青梅市公共交通協議会規約の改正

平成27年3月31日

1. 青梅市公共交通協議会規約の改正

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が平成２６年１１月２０日に施行されたことにともない所用の改正を行う。

青梅市公共交通協議会規約改正案

新旧対照表（対象条文のみ抜粋）

改正後	現行
（目的） 第３条　協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定にもとづき、青梅市における地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成および形成計画の実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。	（目的） 第３条　協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定にもとづき、青梅市における地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議および連携計画の実施にかかる連絡調整を行うことを目的とする。
（業務） 第４条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組に関すること。 (2) 形成計画の策定および変更の協議に関すること。 (3) 形成計画の実施の協議に関すること。 (4) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (5) 前４号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。	（業務） 第４条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 連携計画の策定および変更の協議に関すること。 (2) 連携計画の実施にかかる連絡調整に関すること。 (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (4) 前３号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

青梅市公共交通協議会規約（案）

（名称）

第１条　この協議会は、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）という。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を東京都青梅市東青梅１丁目１１番地の１（青梅市役所内）に置く。

（目的）

第３条　協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定にもとづき、青梅市における地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成および形成計画の実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

（業務）

第４条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組に関すること。

(2) 形成計画の策定および変更の協議に関すること。

(3) 形成計画の実施の協議に関すること。

(4) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

(5) 前４号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第５条　協議会は、会長、座長および委員をもって組織する。

（会長および座長）

第６条　会長は、次条に規定する委員の中から、互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

４　座長は、次条に規定する委員の中から、会長が指名する。

５　座長は、協議会の議事運営を統括する。

６　座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（協議会の委員）

第７条　協議会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 青梅市長が指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者

(4) 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長が指名する者

(5) 道路管理者が指名する者

(6) 警視庁青梅警察署長が指名する者

(7) 青梅市民の代表者

(8) 青梅市内の商業関係団体の代表者

(9) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長が指名する者

(10) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

（委員の任期）
第８条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
（会議）
第９条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、座長が議長となる。
２　会議は委員の過半数の出席をもって成立し、会議の議決方法は、座長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
３　会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる協議については、非公開とする。
４　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
５　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。
（協議結果の尊重義務）
第１０条　協議会で協議が調った事項については、委員は、その協議結果を尊重しなければならない。
（分科会）
第１１条　第４条各号に掲げる事項について専門的な調査および検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、協議会が別に定める。
（事務局）
第１２条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、青梅市公共交通担当課に置く。
３　事務局に事務局長および事務局員を置き、協議会が定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、協議会が別に定める。
（経費の負担）
第１３条　協議会の運営に要する経費は、青梅市その他団体等からの補助金その他の収入をもって充てる。
（財務に関する事項）
第１４条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、協議会が別に定める。
（監査）
第１５条　協議会に監査委員を置き、第７条に規定する委員の中から、互選によりこれを定める。
２　会長または座長は、監査委員を兼ねることはできない。
３　監査委員は、協議会の出納監査を行い、その結果を会議で報告しなければならない。
（報償金および費用弁償）
第１６条　協議会は会長、座長、監査委員および委員ならびに第９条第４項の規定により会議に出席した者に対し、報償金および費用弁償を支給することができる。
２　報償金および費用弁償に関し必要な事項は、協議会が別に定める。
（規約の変更）
第１７条　この規約を変更する場合には、協議会の承認を経るものとする。
（協議会が解散した場合の措置）

第１８条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査委員であった者に報告する。

（補則）

第１９条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付　則

この規約は、平成２３年８月２２日から施行する。

付　則

この規約の一部改正は、平成２５年８月２２日から施行する。

付　則

この規約の一部改正は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則

この規約の一部改正は、平成２６年１１月２０日から施行する。

＜参考＞　改正地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の概要

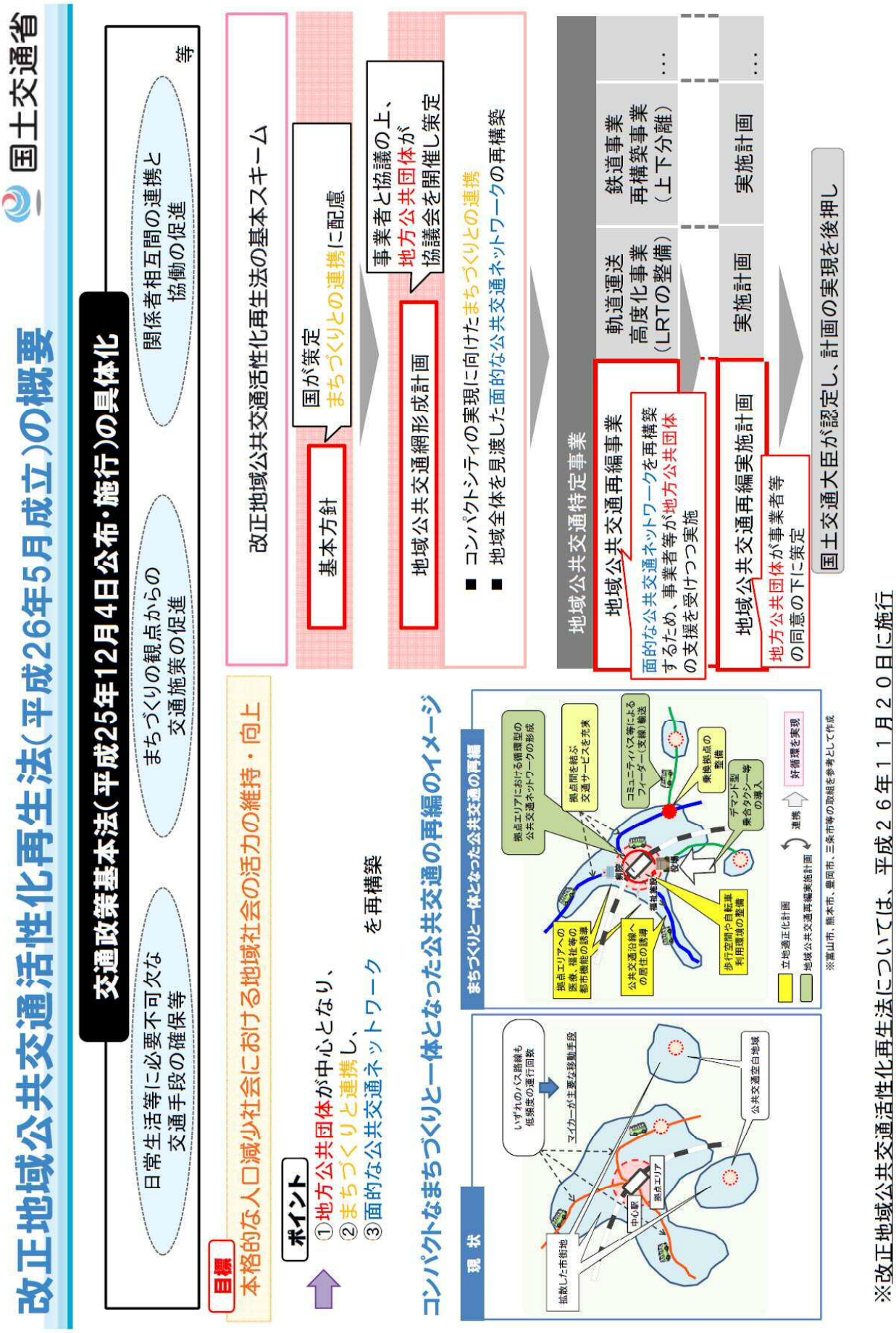

※改正地域公共交通活性化再生法については、平成２６年１１月２０日に施行

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（関係条文抜粋）

第一節　地域公共交通網形成計画の作成

（地域公共交通網形成計画）

第五条　地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）を作成することができる。

２　地域公共交通網形成計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

二　地域公共交通網形成計画の区域

三　地域公共交通網形成計画の目標

四　前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

五　地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項

六　計画期間

七　前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

３　地域公共交通網形成計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

４　第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

５　地域公共交通網形成計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

６　地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

７　地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。

８　地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く。）

並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通網形成計画を送付しなければならない。

９　主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通網形成計画の送付を受けたときは、主務大臣にあっては地方公共団体に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

１０　第六項から前項までの規定は、地域公共交通網形成計画の変更について準用する。

（協議会）

第六条　地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体

二　関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三　関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

３　第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

４　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

５　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

６　主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通網形成計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

７　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（地域公共交通網形成計画の作成等の提案）

第七条　次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域公共交通網形成計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通網形成計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一　公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施しようとする者

二　地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者

２　前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域公共交通網形成計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、地域公共交通網形成計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。